

# 『日本後紀』の薨卒記事における人物評の表現

——否定的な表現を中心に——

加藤 有理 香

キーワード：日本後紀・薨卒記事・六国史

## はじめに

六国史に記された薨卒記事には人物評が書かれることがある。とりわけ『日本後紀』の人物評には他の国史と比べて否定的な表現が多く用いられているとされている<sup>一</sup>。しかし、『日本後紀』において否定的な表現が特に多く見られるのか、具体的な数を示して比較した先行研究は存在していないため、他の国史と比べて多いと断定することはできないはずである。

本稿では、六国史の薨卒記事の内容によって分類し、具体的な数を以って他の国史と比較した上で、『日本後紀』の人物評における表現の特徴を明確にしていきたい。そして、その特徴がなぜ現れたのか漢籍と照らし合わせて考察していきたい。

## 一、六国史の薨卒記事

本稿において薨卒記事として扱うのは、人物が死亡した際に、そのことを六国史の編年の記事に組み込む形で「日付＋死亡時の肩書＋名前＋死亡したこと」を最低限記載し、それに加えて「係累なこと・伝記的なこと」などを記している記事とする。また、「薨」「卒」以外に「殺」などの死亡を表す言葉が用いられている場合でも、形式に則している場合は薨卒記事に含めることとする。

まずは、六国史の薨卒記事における特徴を明確にするために、内容によって分類し、整理していきたい。『続日本紀』の薨卒記事の構成要素について、中西康裕氏は「薨卒記事は、まず人物の死去を記し、続けて喪事を監護する使者などの派遣、贈物などの関連記事、それに薨卒者の係累・官歴・事蹟などの伝から構成される<sup>二</sup>」としている。また、林陸朗氏は薨卒記事の内容によって「A型…単に薨卒の事実だけを記

載したものの」「B型…係累的な記載が加えられているもの」「C型…伝記的な記事を有するもの」<sup>三</sup>と分けている。さらに、亀田隆之氏は「日本後紀」において薨卒記事の「伝」が書かれているもの選出し、「褒」「貶」「褒貶相半」と分類している<sup>四</sup>。そして、この亀田氏の分類を参考にして、野口武司氏が『日本書紀』と僧侶の記事以外のものを分類している<sup>五</sup>。このように、先行研究においても薨卒記事の分類は試みられてきたが、六国史全体を見渡すには不十分な情報であった。そのため、本稿では六国史における全ての薨卒記事を対象とし、新しく分類をすることとした。まずは、林氏の分類方法を参考にして以下のようにⅠ・Ⅱ・Ⅲと大きく三つに分類する。

- I…単に薨卒の事実だけを記載したもの。
- Ⅱ…係累的な記載及び客観的事実が加えられているもの。
- Ⅲ…人物を論評する記事（人物評）を有するもの。

そして、さらにⅢを亀田氏の分類方法を参考にⅰ・ⅱ・ⅲと分ける。

- ⅰ 褒
- ⅱ 褒＋貶
- ⅲ 貶

これに則って分類すると表1のようになる。

以下に各分類に当てはまる例を挙げておく。

- I
  - 《『日本三代実録』巻第一 天安二年九月二八日丙戌》<sup>六</sup>  
散位従五位下時宗王卒。

II

《『日本文徳天皇実録』巻第一〇 天安二年四月丁未》

表 1

日本三代実録	日本文徳天皇実録	続日本後紀	日本後紀	続日本紀	日本書紀	
42	1	33	43	142	54	I
70	14	29	75	122	58	II
78	65	29	81	35	4	III
190	80	91	199	299	116	合計
62	52	24	40	28	4	i
15	10	5	31	5	0	ii
1	3	0	10	2	0	iii

尾張国言上。守従五位上藤原朝臣宗善卒。宗善。大納言正三位真楯之曾孫。山城守従五位上永貞第四子也。天長十年三月叙従五位下。承和四年為長門守。十一年為美作介。仁寿二年二月為左衛門權佐。齊衡二年正月叙従五位上。為尾張守。卒於任。時年六十四。

III i

《『日本書紀』巻第三〇 朱鳥元年一〇月庚午》

賜死皇子大津於詛語田舎。時年廿四。妃皇女山辺。被髮徒跣。奔赴殉焉。見者皆歎歎。皇子大津。天淳中原瀛真人天皇第三子也。容止墻岸。音辞俊朗。為天命開別天皇所愛。及長弁有才学。尤愛文筆。詩賦之興。自大津始也。

《『続日本紀』卷第三〇 神護景雲三年一〇月癸亥》

大和国造正四位下大和宿禰長岡卒。刑部少輔從五位上五百足子也。少好刑名之学。兼能属文。靈龜二年。入唐請益。凝滯之処。多有發明。當時言法令者。就長岡而質之。勝宝年中。改忌寸賜宿禰。宝字初。仕至正五位下民部大輔兼坤宮大忠。四年遷河内守。政無仁惠。吏民患之。其後授從四位下以散位還第。八年任右京大夫。以年老自辭去職。景雲二年。賀正之宴。有詔特侍殿上。時鬢髮未衰。進退無忒。天皇問之曰。卿年幾。長岡避席言曰。今日方登八十。天皇嘉嘆者久之。御製授正四位下。

## iii

《『日本後紀』卷第二九逸文(『類聚国史』・『日本紀略』) 弘仁二年九月甲寅》

從四位下藤原朝臣縵麻呂卒。贈太政大臣正一位種繼之第二男也。為性愚鈍。不使書記。以鼎食胤。歷職内外。無所成名。唯好酒色。更無余慮。時年五十四。

こうした分類で、特に i・ii・iii では読み手の受け止め方によって分類が異なる場合がある。判断に迷った場合は、亀田氏が分類を明示している記事に関してはそれに則ることとした。しかし、明示していない記事については本稿の筆者の判断によっている。

次に、『日本後紀』以外の国史における薨卒記事の特徴を簡単に見ていきたい。

先の例にも挙げたように『日本書紀』において既に形式的な薨卒記

『日本後紀』の薨卒記事における人物評の表現―否定的な表現を中心に (加藤有理香)

事がみられる。『日本書紀』における薨卒記事の初出は神武天皇で、天皇以外では神八井耳命である。いずれもⅡに該当する簡潔なものである。Ⅲの初出は蘇我馬子で、他に沙宅昭明と建王、既に例として記事を書せた皇子大津の四例がある。これらはその後の薨卒記事における形式の基盤となるものだと考えてよいだろう。皇子大津は謀反の疑いで刑に処せられたにもかかわらず、内容は賛美するものとなっていることから、否定的な事を書くという意識が希薄だったと考えられる。先行研究においては『日本書紀』に薨卒記事は書かれなかったとされているが<sup>7)</sup>前に挙げたように、形式的に整えられている薨卒記事は『日本書紀』において既に書かれている。特に壬申の乱以降は、その功績に対して贈位することがあり、それに伴ってⅡが増えている。なお、薨卒記事以外では長髓彦・手研耳命・文石小麻呂・武烈天皇・小杵・蘇我入鹿・有間皇子に対して否定的な表現が使われており、国史における否定的な人物評の始まりとして参考になるものである。

『日本書紀』に始まった薨卒記事は、『続日本紀』の後半となる巻第二一以降においてさらに体裁が整えられる<sup>8)</sup>。『続日本紀』の前半でⅢに該当する記事は、道首名の一例外を除くと全て僧侶だが、後半になると官人が増える。前半の人物評では性格などに評価がなされているが、後半では官職における評価が増え、書かれる内容の順番も定まってくる。そして、ii・iiiが見られるようになる。玄昉以外のiiiの記事は全て後半に記載されていることから、『続日本紀』では後半の方が人物評に用いられる表現が多様化した事が分かる。この様に、一つの国史内でも書かれ方に変化が生じている。

『続日本後紀』にはiiiは存在せず、iは前半にもあるが、iiは巻第一三以降に見られるようになる。iiは五例あり、その内容はどちらかというとマイナスの評価であるとされるもので、忌憚なく批判しているものはない。『日本後紀』で使われた痛烈に否定する表現は、直後に編纂された『続日本後紀』に継承されることはなかったのである。

『日本文徳天皇実録』はIが一例のみであり、ほとんどの記事に係累的な記事や伝記的な記載がある。そして、IIIの割合が六国史中最も多く、その内iが大半を占めている。この事に関しては林氏も「各伝の末尾に記された人物評の如きは短文ながら、極めて要をえた名文が多く、その人物の性格を髣髴させる<sup>九</sup>」と述べている。また、坂本太郎氏が「文徳実録の記事の特色は政治・法制に関する記事の少ないことと、人物の伝記記事の豊富なことの二つにある<sup>一〇</sup>」と指摘しているとおり、『日本文徳天皇実録』は、政治・法制の記事が比較的少ないのに対し、薨卒記事の割合は高いものとなっている。これらのことから、『日本文徳天皇実録』は人物についての記録に重点を置いて編纂されたのではないかと考えられる。

『日本三代実録』では、Iが再び多数見られる様になる。また、薨卒記事以外で、薨卒記事の形式に則った人物伝が伴善男・紀夏井・班子女王の三例見られる。伴善男・紀夏井は流罪にされた際に同一の記事に書かれている。似た例として、『日本文徳天皇実録』の藤原貞子出家した記事を挙げる事ができる。本来伝を立てるべき人物においては、実際に死亡していなくとも、その後には国史の記事に書かれなくなる場合には、薨卒記事の形式で記事を書く方針があったということに

なる。また、班子女王は仲野親王の薨卒記事の中に組み込まれる形で記されている。その内容は、この記事に書かれている時代よりも後のことであり、班子女王が存命中に書かれている。こうした書き方は、この記事以外に見られず、『日本三代実録』においてはじめて用いられた書き方であるといえる。

以上、『日本後紀』以外の国史の薨卒記事について簡単に見てきた。薨卒記事の原点は『日本書紀』に始まり、『続日本紀』においてさらに体裁が整えられた。しかし、基本的な形式はその後踏襲されるものの、六国史を通じた内容や表現における方針は無いと考えられる。また、一つの国史内でも前半と後半とで書かれ方に違いが生じていることもあり、薨卒記事の書かれ方は流動的であるということが分かった。

## 二、『日本後紀』の薨卒記事の特徴

ここでは、『日本後紀』の薨卒記事における人物評の特徴について見ていきたい。

まず、前節に挙げた表1で『続日本紀』と『日本後紀』を比べると、『日本後紀』においてIの割合が減り、IIIの割合が三倍ほどに増加していることが分かる。さらに、IIIにおけるii・iiiを合わせた割合も、『日本後紀』は『続日本紀』と比べて倍増している。これらのことから、『続日本紀』と『日本後紀』において、薨卒記事の書き方の方針に変化が生じていたと推測することができる。

また、『日本後紀』の薨卒記事に関するもので、まず挙げられる先行研究として坂本氏のものがある。坂本氏は『日本後紀』の薨卒記事の

特徴を「その文は概して簡潔であるが、率直に長所と短所とを並べ挙

げており、けつして長所のみを以て許すことはない。むしろ短所を挙げておられる方が多いと言つてよく、その批判はきわめて峻烈である<sup>二</sup>」としている。しかし、i・iiの合計はii・iiiの合計よりも多い。このことは亀田氏の統計結果<sup>三</sup>からも言えることであり、「短所を挙げておられる方が多い」と述べるのは不適切であると言える。しかし、他の国史と比較すると、Ⅲにおけるii・iiiの割合は双方ともに『日本後紀』のものよりも大きくなっている。したがつて、Ⅲにおけるii・iiiの割合が他の国史と比べて大きいことは『日本後紀』の薨卒記事の特徴であると言ふことができる。否定的な表現が使われている記事について、亀田氏は「この論評が対象者の政績や能力のみでなく、人格等にまで及んで忌憚ない文を綴っていることは、他の国史に類を見ない<sup>四</sup>」と述べている。確かに、『日本後紀』の薨卒記事に用いられている否定的な表現は「忌憚ない」と言えるものもある。しかし、数は少ないが「忌憚ない」と言えるものを、他の国史においても確認することができる。以下、三例挙げておく。

・石川名足薨伝《『統日本紀』巻第三九 延暦七年六月丙戌》

然性頗偏急。好詰人之過。官人申政。或不合旨。即对其人極口而罵。因此諸司候官曹者。值名足聰事。多踟躕而避。

・藤原宗成卒伝《『日本文徳天皇実録』巻第一〇 天安二年五月丁亥》

宗成素無才学。頗近邪佞。

・業良親王薨伝《『日本三代実録』巻第一五 貞観一〇年正月一

日》

親王精爽變易。清狂不慧。心不能審得失之地。

三例とも明らかにマイナス評価をしている。『日本書紀』においても薨卒記事と記述の形式が似ている即位前紀で武烈天皇を「又頗造諸惡。不修一善。凡諸酷刑。無不親覽。国内居人。咸皆震怖」とし、薨卒記事以外の人物評で長髓彦を「稟性復恨」としている。以上のように『日本後紀』以外の国史にも、「忌憚ない」人物評があるため、「他の国史に類を見ない」とまでは言うことができない。

他に、巻第二九以降にii・iiiの総数の約六〇パーセントに当たる二五例の記事が集中しているという特徴がある。実際には『日本後紀』の巻第二九以降は散逸しており、『日本紀略』や『類聚国史』など、他の典籍から逸文が集められて復元されている。逸文における人物評に関して亀田氏は「逸文等の場合、褒の部分が残し、貶の部分は現存していないということも可能性として存在するであろう<sup>四</sup>」と指摘している。しかし、現在確認することができる記事だけでも『日本後紀』のii・iiiの数が他の国史と比べて多いことが分かる。もし省略などがあつたとしたら、さらに数が多くなるので、数においては他の国史と比べて多いという特徴は言えるはずである。

ところで、『日本後紀』において否定的な表現が多く使われていることとの理由として、坂本氏は編纂に一貫して関わっている唯一の編者である藤原緒嗣の性格によるものだとし<sup>五</sup>、亀田氏は編者との血縁関係や同僚意識、そして藤原緒嗣の人格によるものだとしている<sup>六</sup>。しかし、『日本後紀』の編者は二回入れ替わっている。そのことについて、

『日本後紀』の薨卒記事における人物評の表現―否定的な表現を中心に（加藤有理香）

山本信吉氏は第一・第二次の編纂者が嵯峨朝以前、第三次の編纂者は淳和朝(巻第三〇以降)を担当したと推定している<sup>一七</sup>。第一次・第二次・第三次の編纂者というのは、『日本後紀』の序文において述べられている編纂者の変動に則っている。それについてまとめると以下のようになる。

・第一次編纂者(嵯峨天皇任命)

藤原冬嗣・藤原緒嗣・藤原貞嗣・良岑安世

・第二次編纂者(淳和天皇任命)

藤原緒嗣・清原夏野・直世王・藤原吉野・小野岑守・

坂上今継・嶋田清田

・第三次編纂者(仁明天皇任命)

藤原緒嗣・源常・藤原吉野・藤原良房・朝野鹿取・布瑠高庭・

山田古嗣

嵯峨朝と淳和朝の間に編纂者が入れ替わったと考えられる根拠として、山本氏は本文中に用いられる語句や内容の変化を挙げている。否定的な表現が増える巻第二九は嵯峨朝最後の巻であり、山本氏が指摘した区切りとは完全に一致はしないが、極めて近い位置である。つまり、『日本後紀』に否定的な表現が多く見られるのは、藤原緒嗣一人の性格や人格によるものではなく、第三次編纂者によるものだと考えるのが妥当である。

ここからは、『日本後紀』のⅢに記載される人物評を細分化して、用いられている表現や形式を詳しく見ていくこととする。人物評は以下の五つに細分化することができる。

① 人格 ② 才学 ③ 事績(逸話) ④ 官職における評価 ⑤ 容姿  
これらを、実際の記事に当てはめると次のようになる。なお、五つ全てを包括する記事は『日本後紀』には存在しない。

『日本後紀』巻第二二 弘仁三年一〇月辛卯

右大臣従二位藤原朝臣内麻呂薨。詔贈従一位左大臣。遣従三位

藤原朝臣繩主。従四位下藤原朝臣貞嗣等監護喪事。内麻呂者。贈

太政大臣正一位房前之孫。大納言正二位真楯之子也。奕世相家。

① 少有令望。德量温雅。士庶悦服。大同初拜大納言。兼近衛大将。

其年転右大臣。近衛大将如故。任兼相将。④ 経事三主。皆被信重。

上有所問。不希指苟合。如或不従。不敢犯顔。凡典枢機。十有余年。

靡有愆失。③ 昔日庶人他戸。為皇太子時。桀跖之性。好害名流。

有一惡馬。馭必踉蹌。太子令内麻呂乘。快見傷損。惡馬低頭不動。

被鞭廻旋。時人以為非常之器。薨于位。時年五十七。

次に人物評で使われている表現の特徴を見ていきたい。先に挙げた分類に則って、人物評を仕分けした結果を載せておく。表中の数字は書かれた順番を表している。

表 2

i	①	②	③	④	⑤
明一		3	1		2
羽栗翼		1	2	3	
和氣広虫		1	2		
和氣清麻呂		1		2	
橋入居					1
阿倍仲麻呂		1		2	
行實			2	1	
善謝			1	2	
住吉綱主		2	1	4	3
石川道益			1		2
桓武天皇		1			3
神王		1			2
慈雲			1	2	
安倍弟当		1		3	2
安部鷹野		1		2	
藤原雄友		1		3	2
坂上田村麻呂		2	4		3
勝楯		1	2		3
藤原真雄		1	2	3	
布勢内親王		1			
善議		2	1	3	
藤原内麻呂		1		3	2
安澄		2	1		3
常棟		1	2	3	
如宝		3	2	1	
賀陽豊年			1	2	
常騰		2	3	1	
藤原綱主				1	
橋長谷麻呂		1		3	2
紀田上			1		2
紀長田麻呂		2		1	
佐味親王				2	1
藤原冬嗣		2	1	3	
藤原繼彦		1	2		
藤原三成		1	2		
良岑安世			1	2	
藤原真夏			1	2	
高根真象			1		2
藤原家雄		1	2		
林山主		1			2

ii	①	②	③	④	⑤
藤原繼		2		1	
善珠		2	1		
紀作良	1	2	4	3	
和家麻呂		1	2	4	3
石上家成		1		2	
紀直人	1	2		3	
壹志濃王	1	2			
紀勝長	1	2	3		
仁秀		2	1		
安倍兄雄	2	1	4	3	
吉備泉	2	1	3	4	
永忠		1	2		
橋永繼		1	3	2	
橋安麻呂	1	2		3	
上毛野親人			1		
藤原道繼		1	2		
伴弥嗣	3	1	2		
平城天皇	1	2	4	3	
紀末成		1		2	
石川繼人	1			2	
安倍男筭	1	2	4	3	
安倍真勝	1	2		3	
藤原伊勢人	1			2	
佐伯清岑	1			2	
路年繼		1		2	
坂上広野		1	2		
酒人内親王	2		3		1
橋淨野	1		2	3	
石川河主		1	2		
藤原世嗣		1	2	3	
伴勝雄	1	2		3	
iii	①	②	③	④	⑤
中臣諸魚		1	2		
藤原之叡		1	2		
藤原仲成	1	2			
藤原菓子			1		
藤原綾麻呂	1	2	4	3	
藤原藤成			1	2	
藤原友人	1		2		
安倍雄能麻呂			1	2	
文室弟直	2			1	
紀昨麻呂		1		2	

表2の結果からも、番号順に並んでいる傾向があることが見て取れる。

まず、①の表現の特徴から見えていく。①の例を挙げると以下のようになる。

・和氣広虫卒伝《巻第八 延暦一八年正月乙丑》

為人貞順。節操無虧。

・林山主卒伝《巻第四〇逸文（『類聚国史』・『日本紀略』） 天長九年七月戊午》

性平直無愛憎。

「為人○○」「性○○」といった形式を多数確認する事ができ、その後「○○」によってどうであったか」と続く。こうした形式は『日本後紀』以前の国史では既に『日本書紀』で確認することができる。

・蘇我馬子薨伝《巻第二二 推古天皇三四年五月丁未》

性有武略。亦有弁才。

・沙宅昭明卒伝《巻第二九 天武天皇二年閏六月庚寅》

為人総明叡智。

『日本書紀』の薨卒記事にあるのはそれぞれこの一例ずつのみであり、

『日本後紀』の薨卒記事における人物評の表現―否定的な表現を中心に（加藤有理香）

六国史の薨卒記事における「為人○○」「性○○」の初出となっている。

『統日本紀』では「性○○」は薨卒記事において多数確認することができる。その一方で「為人○○」が薨卒記事で用いられているのは巻第四〇の藤原是公の一例のみであり、薨卒記事以外で使われている例は三例ある。これらのことから、『統日本紀』においても人格を表す時に「為人○○」を用いていたが、薨卒記事において常套的に用いられるようになったのは『日本後紀』からだと分かる。さらに、「為人○○」の形式は『日本後紀』以降の国史の薨卒記事においても多数確認できることから、『日本後紀』以降に継承されていたのだと言える。

次に②について見ていく。②は才学について触れている箇所である。

・石上家成薨伝《巻第一二 延暦二三年六月癸亥》

才芸無取。

・藤原真雄卒伝《巻第二二 弘仁二年七月庚子》

頗有武芸。

・藤原三成卒伝《巻第三八逸文（『類聚国史』・『日本紀略』） 天長七年四月癸酉》

一朝能琴之士也。

書かれている内容は学問・音楽・武芸など多岐に渡り、その内容は具体性を帯びているものもある。こうした記述は『統日本紀』の段階では僅かに僧侶の薨卒記事や後半に確認できるくらいであり、『日本後紀』と比べると、内容は充実していない。②の書き方は①程には形式的になっていないが、「頗」を用いている記事が一一例あることから、

「頗」を使う傾向があることは確認することができる。「頗」が薨卒記事の②に用いられるのは六国史を通して見られることである。また、『日本後紀』の②において「才芸」や「才学」といった語句は、特に得意とするものが無かった場合に用いられる傾向がある。

③は書かれた人物にまつわるエピソードを記した箇所である。以下にその例を挙げておく

- ・住吉綱主卒伝《巻第一二 延暦二四年二月庚戌》  
好愛鷹犬。

- ・藤原友人卒伝《巻第三〇逸文（『類聚国史』・『日本紀略』）  
一三年八月癸酉》  
雖好仙道。控地不登。

書かれている内容は『続日本紀』と似ており、仕事や趣味に関する逸話の記述が多い。例に挙げたように簡潔なものもあれば、和気清麻呂のように事細かく逸話を記した記事もある。こうした逸話を記すことで、その為人を表そうとしている。『続日本後紀』以降の薨卒記事では、さらに具体性を帯びた内容になる。

④は官職における働きに対しての評価が書かれている箇所である。以下にその例を挙げておく。

- ・坂上田村麻呂薨伝《巻第二一 弘仁二年五月丙辰》  
有将帥之量。帝壮之。

- ・安倍男笠卒伝《巻第三四逸文（『類聚国史』・『日本紀略』）  
三年五月丁卯》  
歴職内外。不聞善惡。

④は薨卒記事の終盤に書かれる傾向がある。『日本後紀』の④には「無可無不可」「不聞毀譽」などといった、「良くも悪くもなかった」といった表現が見られる。こうした表現については、肯定的・否定的のいずれに分類すべきか判断し辛いのが、本稿では亀田氏の分類<sup>ハ</sup>を参考にし、否定的な表現として扱う。このような表現は『日本後紀』においては六例見ることができ、他の国史では『日本文徳天皇実録』の一例のみであるため、『日本後紀』の特徴の一つとして挙げる事ができる。

⑤が書かれている記事は八例しか確認できない。以下に二例挙げておく。

- ・石川道益卒伝《巻第一三 延暦二四年七月壬辰》  
美於風儀。

- ・藤原雄友薨伝《巻第二一 弘仁二年四月丙戌》  
姿儀可觀。

容姿に関しては全て肯定的な内容となっている。『続日本後紀』以降は、具体的な身体的特徴が頻繁に書かれるようになるが、『日本後紀』の段階では、まだ容姿を記録するという意識が薄かったようである。

以上のことから、『日本後紀』の薨卒記事に書かれている人物評は、直前に書かれた『続日本紀』よりも薨卒記事の形式が整えられていることが分かる。さらに、書かれている内容により、同じ表現が繰り返し使用されていることから、記述の形式も整えようとしていることが見て取れる。また、書かれている内容は『続日本紀』よりも具体性を帯びているが、『続日本後紀』以降に見られる様な、あるエピソードを取り上げ、それについて詳しく記録しようとする姿勢は『日本後紀』



においてはまだ見られない。容姿に関する記録も『続日本後紀』以降の国史と比べて少なく、それらを記すための決まった表現形式は整えられていない。

### 三、『日本後紀』の人物評における否定的な表現

ここでは、『日本後紀』のⅢに記載される人物評において使われている否定的な表現について見ていきたい。前節の分類の内、否定的な表現が用いられるのは⑤を除く①・②・③・④である。これらの分類は完全に独立しているわけではなく、お互いに評価が関わっている場合もある。以下にそれぞれに該当する否定的な表現を挙げておく。それらの表現にみえる特徴も※の後に記した。

① 壹志濃王薨伝《巻第一三 延暦二四年一月丁丑》

質性矜然。不護礼度。

伴弥嗣卒伝《巻第三二逸文（『日本紀略』）弘仁一四年七月甲戌》

為人疾悪。

平城天皇伝《巻第三二逸文（『類聚国史』・『日本紀略』）天長元年七月己未》

然性多猜忌。

※「為人○○」「性○○」といった形式で書かれることが多い。

② 藤原繼繩薨伝《巻第五 延暦一五年七月乙巳》

雖無才識。

石上家成薨伝（前掲）

才芸無取。

『日本後紀』の薨卒記事における人物評の表現―否定的な表現を中心に（加藤有理香）

安倍雄能麻呂卒伝《巻第三四逸文（『類聚国史』）天長三年八月丁酉》

無他才学。

※「才○」と「無」を組み合わせた形式が見られる。

③ 中臣諸魚卒伝《巻第五 延暦十六年二月丁丑》

貪冒財貨。營求産業。時議以此鄙之。

上毛野頼人卒伝《巻第二九逸文（『類聚国史』・『日本紀略』）弘仁一二年八月辛巳》

晩年沈酒而終。

酒人内親王薨伝《巻第三七逸文（『東大寺要録』・『日本紀略』）天長六年八月丁卯》

姪行弥増。不能自制。

※間接的に否定しているととれる内容のものが多く。形式や表現は多様である。

④ 藤原繼繩薨伝（前掲）

政迹不聞。

吉備泉卒伝《巻第二四 弘仁五年閏七月壬午》

試于政事。処置無紀。

橘安麻呂卒伝《巻第二九逸文（『類聚国史』・『日本紀略』）弘仁一二年七月乙巳》

歴職雖多。廉隅不聞。

※「政○○」「歴職○○」「○○不聞」といった形式が見られる。

比較のために『続日本紀』の否定的な人物評の例も以下に挙げておく。

仁一二年七月乙巳

歴職雖多。廉隅不聞。

※「政○○」「歴職○○」「○○不聞」といった形式が見られる。

比較のために『続日本紀』の否定的な人物評の例も以下に挙げておく。

①石川名足薨伝（前掲）

然性頗偏急。

②該当無し。

③惠美押勝伝《巻第二五 天平宝字八年九月壬子》

枢機之政。独出掌握。由是。豪宗右族皆妬其勢。

淡海三船卒伝《巻第三八 延暦四年七月庚戌》

昇降不慥頗乖朝旨。有勅譴責之。

玄昉伝《巻第一六 天平一八年六月己亥》

稍乖沙門之行。時人惡之。

④大和長岡卒伝《巻第三〇 神護景雲三年一〇月癸亥》

政無仁恵。吏民患之。

藤原浜成薨伝《巻第四〇 延暦九年二月乙酉》

以宰輔之胤。歷職内外。所在無績。吏民患之。

①は『続日本紀』では一例のみで、「性〇〇」の形式である。②の否定的な内容のものは『続日本紀』では見られず、『日本後紀』から始まったものと言える。また、④の「歴職〇〇」「政〇〇〇」といった形式は既に『続日本紀』に見られる。「歴職」という言葉は六国史において『続日本紀』三例、『日本後紀』三例、『続日本後紀』一例の七例見ることができ、全て薨卒記事で用いられている、『続日本紀』と『日本後紀』において使われている例の一部を以下に挙げる。

・文室浄三薨伝《『続日本紀』巻第三二 宝亀元年一〇月丁酉》

歴職内外。至大納言。

・藤原良継薨伝《『続日本紀』巻第三四 宝亀八年九月丙寅》

歴職内外。所在無績。

・橘安麻呂卒伝（前掲）

歴職雖多。廉隅不聞。

文室浄三以外は、特に目立った功績が無い場合に使われているという共通点がある。それは、ここに載せなかった他の記事においても共通している。次に、『続日本後紀』で使われている例を挙げる。

・紀興道卒伝《巻第三 承和元年六月庚子》

歴職兵部大輔左中弁右兵衛督。興道門風相承。能伝射礼之

容儀。

『続日本後紀』以降において確認できるのはこの一例のみである。この例では『続日本紀』の文室浄三と同じく否定的な表現が後に続いている。このことから、『日本後紀』は『続日本紀』における「歴職」の使い方を継承したが、その使われ方は『続日本後紀』以降は継承されていくことはなかったと言える。

『続日本紀』では否定的な表現が使われている薨卒記事は少なく、『日本後紀』において多くなっていることはこれまで確認してきたとおりである。次は『日本後紀』における特徴的な否定的表現について見ていきたい。

まず、「無可無不可」「不聞毀誉」などの「良くも悪くも無かった」という表現を挙げることができる。これらは『日本後紀』の④において六例見ることができ、以下、一例挙げておく。

・藤原藤成卒伝《巻第三〇逸文（『類聚国史』・『日本紀略』） 弘仁

一三年五月癸巳》

口吃言語洪。歷任内外。無可無不可。

こうした表現で他の国史において確認できるのは『日本文徳天皇実録』の以下に挙げた一例のみである。

・藤原行道卒伝《卷第六 斉衡元年一二月庚午》

行道累歷内外官職。政迹善悪無聞。可謂得其中庸者也。

『日本文徳天皇実録』では「可謂得其中庸者也」と続き、どちらかというところ、肯定的に用いられていると読むことができる。『日本後紀』以外ではこの一例のみで、さらに否定的な使い方をしていないため、『日本後紀』における使われ方と異なることが出来る。したがって、否定的な意味に受け取れる「無可無不可」といった表現は『日本後紀』独自の特徴であると言える。

ちなみに、『日本後紀』においてこうした評価が書かれている直後の記述と、その評価をされた人物を並べてみると以下のようになる。

歴官内外。無有毀譽。 常陸守從四位下紀朝臣直人

歴任内外。無可無不可。 伊勢守從四位下藤原朝臣藤成

歴任内外。毀譽不聞。 散位從四位上石川朝臣繼人

歷職内外。不聞善悪。 散位從四位上安倍朝臣男筈

在任之間。不聞毀譽。 從四位下文室真人弟直

出宰伊勢國。不聞毀譽。 從四位上藤原朝臣世嗣

全て從四位の人物に対してされており、紀直人以外は卷第三〇以降に書かれている。記述箇所の違いから、第三次の編者の編纂の方針に則ったものである可能性がある。從四位は『日本後紀』に書かれる最低の位であり、肯定も否定も無い平均的な人物だったという評価が妥

『日本後紀』の薨卒記事における人物評の表現―否定的な表現を中心に（加藤有理香）

当であるとしたのかもしれない。『日本後紀』では六回用いられたが、その後の国史において同じ意味で用いられている例は存在しないことから、『日本後紀』において形式化し、常套的に使われた表現であって、その後継承されることがないことが分かる。

もう一つ『日本後紀』の特徴的な表現として、「薨卒記事の人物に優れた才能があったわけではないが、血縁関係によって高い位や様々な官職に就いていた」というものがある。このような記事は『日本後紀』の④において六例確認できる。以下、一例挙げておく。

・橘浄野卒伝《卷第三七逸文（『類聚国史』・『日本紀略』） 天長六年一二月乙丑》

性質素。少所欲。隱居交野。無意出仕。為太皇太后叔父。被授崇班。

他の五例も確認すると並び方が多少前後するものの「否定的な人物評＋以（為）親戚＋就任した官職など」といった形式を見出すことができる。この形式を用いている記事を『続日本紀』と『日本三代実録』でそれぞれ一例ずつ、才学等に対する評価が無いものを『続日本後紀』で三例確認できた。以下に一部を載せておく。なお、『続日本紀』の例は前頁において既出の藤原浜成である。

・田口佐波主卒伝《『続日本後紀』卷第一七 承和一四年閏三月戊子》

詔贈從三位。以嵯峨太皇太后之外戚也。

・橘貞根卒伝《『日本三代実録』卷第二四 貞観一五年八月二八日 庚申》

無才学。常侍嵯峨南北両宮。復仁明天皇之外戚。故名位稍進。

『続日本紀』と『日本三代実録』の例は『日本後紀』とほぼ同じ形式を用いている。その一方で『日本後紀』の直後の国史である『続日本後紀』では才学等に対する評価が無く、『日本後紀』の形式とは若干異なったものとなっている。

これらの結果から、『日本後紀』において形式化された表現は、必ずしも後の国史に継承されるわけではないことが確認できた。それでは、この節に挙げた二つの表現がなぜ『日本後紀』において用いられたのか、次の節で検証していきたい。

#### 四、『日本後紀』における否定的な表現と漢籍との関係

『日本書紀』や『続日本紀』に使われている表現において、漢籍からの影響がみられることは既に先行研究で指摘されている。それらと同様に『日本後紀』の否定的な表現にも影響を与えている可能性があるかと予想されるが、これまでほとんど研究されてこなかった。ここでは、漢籍からの影響について調査する。

まずは、「良くも悪くも無かった」という『日本後紀』の特徴的な表現について見ていきたい。その表現において使われていた「無有毀誉」「無毀誉」「不聞善悪」「毀誉」「無可無不可」「不聞毀誉」といった語句を以下の範囲で調査した。なお「毀誉不聞」のように語句の上下を逆にしたものも含んでいる。

調査範囲…『日本後紀』編纂以前に書かれた漢籍

『北史』までの中国の正史。「十三経」。『戦国策』『莊子』『老子』『商

君書』『淮南子』。「四部叢刊」に収録されているもののうち、該当するもの。<sup>一九</sup>

その調査結果は以下の通りである。明らかに人物評ではない箇所が使われていた場合は省いてある。

「無有毀誉」

該当なし

「無毀誉」

『意林』『抱朴子 外編』『春秋胡子伝』

「不聞善悪」

『論衡』

「毀誉」

『漢書』『後漢書』『晋書』他

「無可無不可」

『論語』『史記』『漢書』『後漢書』他（他）

は『論語』『史記』からの引用を記載しているもの。）

『弘明集』『世説新語』

「不聞毀誉」

該当なし

調査の結果、確認できた内から三例を挙げておく。

《『史記』世家 卷第四七 孔子世家第一七》<sup>二〇</sup>

…子曰不怨天不尤人。下学而上達。知我者其天乎。不降其志。

不辱其身。伯夷叔齊乎。謂柳下惠少連降志辱身矣。謂虞仲夷逸。

隱居放言。行中清。廢中權。我則異於是。無可無不可。

《『後漢書』列伝 卷第二四 馬援列伝第一四》

援婦。鬻問東方事。援曰。上才明勇略。非人敵也。且開心見誠。

無所隱伏。關達多大節。略与高祖同。經学博覽政治文弁。前世無比。

鬻曰。卿謂何如高帝。援曰。不如也。高帝無可無不可。今上好吏事。

動如法度。又不喜飲酒。鬻不懌曰。如卿言反復勝乎。遣子入侍。

『漢書』列伝 卷第七七 蓋諸葛劉鄭孫毋将何伝第四七 諸葛豊

：城門校尉豊。前与光禄勳堪。光禄大夫猛在朝之時。数称言堪。

猛之美。豊前為司隸校尉。不順四時。修法度。專作苛暴。以獲虚威。

朕不忍下吏。以為城門校尉。不内省諸己。而反怨堪。猛。以求報

舉。告案無証之辭。暴揚難驗之罪。毀譽恣意。不顧前言。不信

之大者也。朕憐豊之耆老。不忍加刑。其免為庶人。：

『史記』の「無可無不可」は「自分は伯夷と叔斉のように世を捨てることもしないが、柳下恵と少連のように世に取り入ろうともしない」という意味で書かれている。『後漢書』においては高帝を「可もなく不可もない人物」であると評しており、『日本後紀』に書かれていたものと意味は似ているが、馬援伝の中で馬援が高帝を評する言葉として書かれており、馬援に対する評価で使われていない点が『日本後紀』における使い方と異なっている。『漢書』の「毀譽」も「諸葛豊は周堪と張猛の毀譽を思うままに述べていて信用ならない人物である」と使われており、今回調査している意味と異なっている。例に挙げなかった他のものも同じく『日本後紀』における使われ方や意味合いとは異なっている。今回の調査において『日本後紀』に使われている「良くも悪くもなかった」という表現に影響を与えたと考えられる記述は確認できなかった。

他に、『日本後紀』の特徴的な表現の「優れた才能があったわけではないが、血縁関係によって高い位や様々な官職に就いていた」という記述についても調査した。調査範囲は前回と同じで、「皇胤」「皇職胤」「丞相胤」「外戚」「父母之故」「被綬崇班」「類歴」「歴職内外」「無才学」

『日本後紀』の薨卒記事における人物評の表現―否定的な表現を中心に（加藤有理香）

「性頑」「性愚鈍」「無意出仕」「為人無才」といった語句を調査したが、結論から言うとう漢籍からの影響は確認できなかった。例として「外戚」が用いられている記事を以下に挙げておく。

『漢書』列伝 卷第九九下 王莽伝第六九下

賛曰。王莽始起外戚。折節力行。以要名譽。宗族称孝。師友帰仁。

及其居位輔政。成。哀之際。勤勞国家。直道而行。動見称述。：

「王莽始起外戚」とあるが、「優れた才能があったわけではない」「その外戚によって高い位や様々な官職に就いていた」といった記述がないため『日本後紀』と使われ方が異なっている。

その他に『日本後紀』の紀作良と『漢書』の郅都の両記事に「仕事に対して厳酷であったため、周困から疎まれていた」といった内容の類似性が見られた。しかし、表現に共通点はない。また、『日本後紀』の神王と『漢書』の温舒の両記事に「少文」が使われているが、短い語句が一致する程度では、表現に漢籍からの影響があるというのは難しい。

以上のことから、『日本後紀』に見られる否定的な表現に、漢籍の影響は確認できなかった。このことに関して、『日本後紀』以降の国史の良吏伝について亀田氏は以下のように述べている。

『日本後紀』（類聚国史）以下の良吏伝をみると：中国史書の

良吏伝にみえる語句とまったく同じ語句を、治政の状態を示す語として使用している例を多くみるのであって、これらの国史に収められた良吏伝が、中国史書の良吏伝を参考に行っていることは認められてよいと思う。しかし、その文を子細にみると、中国史書の

良吏伝に全面的に依拠したものは一つもない。二

亀田氏は良吏伝について述べているが、否定的な表現が使われている記事にも当てはまる。また、『続日本紀』の薨卒記事について、藏中のぶ氏は以下のように述べている。

わが国古代の伝は漢文体であるかぎりにおいて、これらを先行する中国のさまざまな伝の影響を濃厚に受けつつも、すでに完成された漢文作品の表現を断片的に受容したために、かならずしも中国の文体論を直接的に継承するものではない。三

このことは『日本後紀』においても言えそうである。中国の正史の列伝において、中途半端な評価がなされている人物は確認できなかった。中国の正史の列伝に書かれるのは、良くも悪くも何かしらの評価をするに値する人物である。したがって、「無可無不可」「不聞毀誉」という評価がされる人物を正史に記録するのは日本独自のものである可能性がある。そのため、こうした記述をする際に使う表現や形式も、日本で独自に作ったと考えられる。

それでは、なぜ日本の国史では評価に値しない人物まで記録したのだろうか。そもそも、日本と中国の正史とでは書き方が異なっている。中国の正史では紀伝体を取り、人物評は列伝に記載される。その一方で、日本は編年体を取り、人物評はその人物が死亡した際に編年体の中に組み込まれる形で記されている。つまり、日本の国史は中国の正史を模倣しなかったのである。日本の国史のモデルについて池田温氏は以下のように述べている。

『統紀』編纂の淳仁朝から桓武朝にわたる長期を通じ、藤原仲

麻呂時代の唐風模倣を基調とし、初唐の実録を目標としつつ、詔勅・宣命をはじめとし叙位任官記録以下諸官符の曹案に式部省の功臣家伝を加え、努めて正確な編年史に仕立て上げようとして作業が進められ、『書紀』のように文辞の漢文的潤色に意を用いることはなかったといつてよい。三三

池田氏は『続日本紀』は初唐の実録を目標としていたのだと述べている。そのことに関して池田氏はさらに以下のように述べている。

結局『統紀』と唐の実録、ひいては中国の史書を比較すると顕著な性格の違いを看過し得ない。…修史機構から官制、史書の形式、資料の蒐集から叙述項目に至るまで唐の影響を全面的に受入れつつも、出来上がった『統紀』には日本の特質が明瞭に刻印されているのである。三四

『続日本紀』の形式には実録を模倣した点が多くみられるが、全てをそれに則ったわけでは無かったのである。池田氏は『続日本紀』と実録との違いとして人の死没の記事について挙げている。『続日本紀』は四位以上の官人の死没は原則として記録しているが、唐の実録は記事を厳選し、重要なもののみを収載している<sup>三五</sup>。やはり、中途半端な評価に用いる表現は、日本において独自に作られた可能性が高い。そして、それらの表現を用いた理由として、日本と中国との間にあった記事の取捨選択の方針の違いが挙げられるのではないかと考える。『日本後紀』においては、全てを網羅できているわけではないが、原則として皇族や僧侶、四位以上の人物が亡くなった場合に薨卒記事を記す。そのため、功績を上げることなく亡くなった人物についての記事も書かなければ

ならなくなってしまう。その一方で、中国では前述した通り、重要なものを選んで記録している。そのため、特に評価に値しない人物についての記事は書かれることはなく、「歴官内外。無有毀誉」といった表現を作る必要が無かったのである。取捨選択の方針に違いが生じた理由としては、その社会構成の違いを挙げることができるのではないだろうか。そのことに関して池田氏は「秦漢以来選挙制の発達を通じ、世襲制の殻を破って活動する多彩な人材の織りなす大陸の歴史に対し、族制的伝統のなお強く残る日本社会との差が、伝記のあり方にも反映していると言えよう<sup>六</sup>」と述べている。記載すべき記事の選択の際に、それぞれの国の社会的背景が反映されている可能性は十分考えられる。

## 注

- 一 亀田隆之『『日本後紀』における「伝」』（『日本古代制度史論』吉川弘文館、一九八〇年四月。『『日本後紀』における「伝」の性質』『人文論究』二二—三三。関西学院大学、一九七四年三月初出）。
- 坂本太郎「六国史とその撰者」（『六国史』坂本太郎著作集第三巻『吉川弘文館』一九八九年一月。『歴史教育三一—二』日本書院、一九五五年一月初出）など。
- 二 中西康裕「『続日本紀』の編纂」（『続日本紀と奈良朝の政変』吉川弘文館、二〇〇二年七月、四〇頁。『『続日本紀』の薨卒記事について』『関西学院史学』二二—五。関西学院大学、一九九八年初出）。

三 林陸朗「『続日本紀』掲載の伝記について」（『日本史籍論集 上巻』吉川弘文館、一九六九年一〇月、一二—四頁）。

四 一の亀田氏に同じ、二九〇—二九二頁。

五 野口武司「六国史の薨卒伝の記述内容について—『続日本紀』文徳実録を中心に」（『立正史学』四七。立正大学史学会、一九八〇年三月、二七—二九頁）。僧侶の記事を省いた理由は「僧侶は有徳の智者として崇拜される者が多かったであろうと史料されることから、褒の論評が多いのは、寧ろ当然と考えて、ここでは計算に入れぬこととした」（二七頁）としている。

六 六国史本文引用は逸文も含め、全て黒板勝美編『新訂増補 国史大系』（吉川弘文館）による。引用元の旧字体は新字体に改めた。また、『『日本後紀』の散逸箇所補完に関しては黒板伸夫・森田悌編『訳注 日本史料 日本後紀』（集英社、二〇〇七年八月）を参考にした。

七 坂本太郎「六国史と伝記」（『六国史』坂本太郎著作集第三巻『吉川弘文館』一九八九年一月、二九六頁。『信濃』一六一—三。信濃史学会、一九六四年三月初出）。

林陸朗「『続日本紀』掲載の伝記について」（『日本史籍論集 上巻』吉川弘文館、一九六九年一〇月、二九六頁）。

五に同じ、二七頁。『日本書紀』に薨卒記事が無いと明記していないが、存在していないことが前提となっている。

藏中しのぶ「『続日本紀』官人薨卒伝と僧伝—奈良朝漢文伝の成立期—」（『奈良朝漢詩文の比較文学的研究』翰林書房、二〇〇三年七月、四四頁。「上代漢文伝の成立と『続日本紀』—官人薨卒伝と僧伝の性

格のちがいがから—』『上代文学 第六四号』上代文学会、一九九〇年三月初出。

遠藤慶太「太上天皇への史臣評—『日本後紀』」（『六国史—日本書紀に始まる古代の「正史」』中央公論新社、二〇一六年二月、一〇五頁）。

八 二に同じ、四七頁。

九 林陸朗「人物中心の国史」（『新訂増補 国史大系 月報五一』吉川弘文館、一九六六年八月、二頁）。

一〇 坂本太郎「文徳天皇実録」（『六国史 坂本太郎著作集第三巻』吉川弘文館、一九八九年一月、一九六頁。『六国史』吉川弘文館、一九七〇年五月初出）。

一一 一の坂本氏に同じ、二六〇～二六一頁。

一二 一の亀田氏に同じ、二九二頁。

一三 一の亀田氏に同じ、二九〇頁。

一四 一の亀田氏に同じ、二九二頁。

一五 一の坂本氏に同じ、二六二頁。

一六 一の亀田氏に同じ、二九三頁。

一七 山本信吉「日本後紀の編纂過程」（『新訂増補 国史大系 月報五一』吉川弘文館、一九六六年八月、三～六頁）。

一八 一の亀田氏に同じ、二九二頁。

一九 「中央研究院、漢籍電子文獻 <http://hanji.sinica.edu.tw/>」及び「VDIROM『四部叢刊』電子版（日本国内版）（北京書同文数字技術有限公司、二〇〇三年）」を使用。

二〇 漢籍の引用は全てVDIROM『四部叢刊』電子版（日本国内版）

（北京書同文数字技術有限公司、二〇〇三年）による。引用文には適宜句点を振ってある。

三 亀田隆之「良吏政治」（『日本古代制度史論』吉川弘文館、一九八〇年四月、三三一頁。「良吏政治の考察」『古代史論叢 下巻』吉川弘文館、一九七八年九月初出）。

三 藏中しのぶ「伝の分類」（『奈良朝漢詩文の比較文学的研究』翰林書房、二〇〇三年七月、二三頁。「伝の文体」『古代文学講座一一 靈異記・

氏文・縁起』勉誠社、一九九五年六月初出）。

三 池田温「中国の史書と続日本紀」（『新日本古典文学大系一四 続日本紀三』岩波書店、一九九二年一月、六四九頁）。

二四 二三に同じ六六三頁。

二五 二三に同じ六六〇頁。

二六 二三に同じ六六一頁。

### 【附記】

本稿は愛知淑徳大学大学院で作成した修士論文をまとめたものである。大学院修了後に地域の歴史や文化に関わる学芸員となった際、故都築先生からご教示いただいた郷土文学の知識が、文化の再発見に繋がるヒントとなった。故都築先生に深く感謝申し上げます。